

新型コロナウイルス感染症による国保税・介護保険料の減免 Q & A

N0.	分類	Q	A
1	申請	減免の申請はどのようにすればいいですか	窓口での感染拡大を防止するため、郵送による申請を奨励しています。 申請をご希望される方は、郡山市ホームページから申請書を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方へは申請書を郵送いたしますので、介護保険課までお問い合わせください。 ただし、必要書類に記載漏れや不備がある場合、申請書を返送させて頂く可能性がありますので、必要書類でご不明な点がありましたら、事前にお問合せ下さい。 【連絡先】 介護保険課保険料係 電話番号：024-924-3021 【送付先】 〒963-8601 郡山市朝日一丁目2番7号 郡山市 介護保険課 保険料係 宛
2	申請	申請には何が必要ですか	【共通】 ・減免申請書兼事業収入等見込額申告書 【新型コロナウイルス感染症にり患した場合】 ・主たる生計維持者に係る医師による死亡診断書または医師の届出に基づく通知書または診断書等のうち1つ 【収入減少した場合】 ・令和3年に30%以上減少となる見込みの所得について、令和3年1月から申請月までの収入減収がわかるもの（給与明細書、売上帳簿など） ・令和2年中の確定申告書や源泉徴収票等の所得を確認できるもの ・「廃業や失業」の場合のみ：廃業届、離職票または退職証明書等
3	申請	納付済の国保税、介護保険料も減免の対象になりますか	対象となる期間のものであれば申請可能です。過納分については後日還付の書類をお送りいたします。
4	申請	国民健康保険税と介護保険料でそれぞれ申請が必要ですか	1枚の申請書でまとめてご申請いただけます。 減免となる基準に異なる点がありますので、審査結果が異なる場合があります。
5	申請	いつまでに申請すればいいですか	令和4年3月31日まで（令和3年度分の保険税が対象となるため）
6	申請	申請してから減免が決定するまでにどのくらいかかりますか	減免申請後、翌月中旬以降に順次、決定内容（承認、却下）を通知いたします。 ただし、多くの方の申請が見込まれており、書類の不備がある場合などには、審査するまでに時間がかかることが予想されますのでご了承ください。
7	申請	減免が決定するまでは、納付しなくてもよいのですか	決定するまでは、可能な限り納期限に合わせた納付をお願いします。
8	申請	減免申請をしたが、口座振替は止めてもらえるのか	減免の申請をいただいている場合でも、納期限にあわせて口座振替は実施されます。 納付が困難であり、口座振替されることを希望されない場合は、お申し出の日にちにより対応が異なりますので、介護保険課（TEL：024-924-3021）か取引金融機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症による国保税・介護保険料の減免 Q & A

NO.	分類	Q	A
19	減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか	新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症やその蔓延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合を除き、その理由によって却下するものではありません。 新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合 ・ R 2 年中の事業縮小、廃業、離転職した方 ・ 懲戒解雇された方 ・ 定年退職された方 ・ 新型コロナウイルスの影響に関係なく自己都合退職された方
20	減免要件	収入が「令和 2 年に比べて10分の 3 以上減少する見込み」とありますが、令和 3 年中の収入の見込みはどのように算出すればいいですか？	令和 3 年 1 月から申請する前月までの収入実績に、それ以降の月の収入見込み額を足し合わせて令和 3 年中の収入見込み額とします。
21	減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少しましたが、保険会社から保険金を受け取りました。令和 3 年中の収入見込みはどのようになりますか？	保険金や損害賠償等により補てんされる金額がある場合は、収入に含めて見込み額を算出いただきます。具体的には、収入保障型の保険等が考えられます。ただし、国や県などから支給される各種給付金は収入に含めません。
22	減免要件	営業収入が令和 2 年中より 3 割以上減少する見込みですが、令和 2 年中の事業収入に係る所得は 0 円でした（又は損失が出ていました）。その場合申請の要件に該当しますか	減免要件に該当しますが、計算上の減免額がないため、申請いただいた場合でも、減免にはなりません。
23	減免要件	令和 3 年 1 月に勤務先を退職し、個人事業主として事業を開始しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象となりますか	収入減少は同じ収入項目で比較するため、減免対象とならないと考えられます。事業収入については、事業開始前の令和 2 年の事業収入が 0 円であるため対象とならず、給与収入については、新型コロナウイルス感染症の影響による離職ではないため対象となりません。
24	減免要件	不動産業をしており、ある物件のテナントが撤退し、その物件単体では 3/10 以上の減少が見込まれますが、減免の対象となりますか	不動産収入全体で見た場合に、3/10 以上の減少が見込まれる場合には、減免の対象となります。収入項目ごとの 3/10 以上の減少が減免対象の要件であるため、複数物件を持ちの方は、単体での減収見込みでは減免対象であるかの判断ができません。（営業収入でも同様の場合が考えられます）
25	減免要件	新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合により、仕事を退職し収入が減少しました。この場合、減免申請は行えますか？	国保税については、会社都合による退職（非自発的失業者）の方は、非自発的失業者に対する軽減制度が適用になり、今回の減免措置の対象となりません。しかし、会社退職による収入減小の他に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少が見込まれる際は、減免の対象となる場合があります。

コロナウイルス感染症による国保税・介護保険料の減免 Q & A

N0.	分類	Q	A
26	減免額の算定	令和2年中の所得申告がまだできていません、この場合は減免申請できますか	今回の減免要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います、そのため、令和2年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免の可否を判定することができません、。 また、同一世帯内に18歳以上の未申告者（扶養控除の対象となっている方を除く）がいる場合も、その方の申告をしていただいてからの対応となります、
27	減免額の算定	他の減免を受けている場合でも減免は受けられますか。	現在適用されている減免の内容により異なります。 原則、重複して減免を受けることができません。
28	減免額の算定	給与収入と不動産収入があり、両方の収入が3/10以上減少した場合はどのように届出書に記入したらよいですか。	減免申請書裏面の収入等申告書を2枚ご記載いただきます。 給与収入分、不動産収入分をそれぞれご記載ください。
29	減免額の算定	減免が該当した場合も年金からの天引き（特別徴収）は継続されるのですか	減免に該当となった場合は、年金からの天引き（特別徴収）が中止され、来年度は普通徴収（納付書または口座振替）になります。なお、時期によっては中止の処理に時間がかかるため、年金から差引されてしまうことがあります、後日、還付されることになります。
30	減免額の算定	事業所得の減少が3/10以上あり「前年の合計所得金額が300万円以下」の場合は全額減免になりますか	世帯構成によっては全額減免になりません。 減免額は生計維持者の減少が見込まれる事業収入に係る前年の所得額と当該世帯に属する全ての加入者の前年の合計所得額の割合で決まります。（国保税の場合）